【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月22日提出
【発行者名】	ＨＳＢＣ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　パトリス・コンシコール
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	若狭　直美
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。
※上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額＊とします。
＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。
基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「インド債１年」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年3月23日から2019年9月24日まで
※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。
※販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

（９）【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
※購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

（10）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

＜照会先＞

ＨＳＢＣ投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号　　：03-3548-5690**（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）**

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
①ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人＊1の投資信託証券への投資を通じて、主にインド共和国＊2の債券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 ファンド名は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラス XD」です。（以下、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」といいます。）

*2 以下、「インド」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」＊に属します。

＊ 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合	株式　一般 　大型株 　中小型株 債券　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日　々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あ　り な　し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
（注）当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。
〔商品分類〕
１）単位型投信・追加型投信の区分
「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
２）投資対象地域による区分
「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
３）投資対象資産による区分
「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
〔属性区分〕
１）投資対象資産による属性区分
「その他資産（投資信託証券（債券））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、投資信託証券への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「債券」と記載しております。
２）決算頻度による属性区分
「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
３）投資対象地域による属性区分
「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
４）投資形態による属性区分
「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
５）為替ヘッジによる属性区分
「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

③信託金の限度額
信託金の限度額は2,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色
１）インドの現地通貨建債券等に投資します。
・「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド」への投資を通じて、主にインドの政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券等に投資します。
現地通貨建以外の債券等にも投資を行う場合があります。（この場合でも、現地通貨建債券に投資したと同じ様な収益を得ることを目指します。）
※上記投資信託証券に加えて、インドの債券等を投資対象とする外国籍の投資信託証券に複数投資する場合があります。

※米国の短期債券等を投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資します。当該ETFの組入れは低位とします。

・「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」を中心に、インドの債券等を投資対象とする投資信託証券の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

２）「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

≪HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント≫

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる66の国と地域に約3,800の拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約26の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。）

３）年1回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

・決算日は、毎年6月26日（休業日の場合は翌営業日）です。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

2015年6月29日　信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更される場合があります。

（注）損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②関係法人の概要

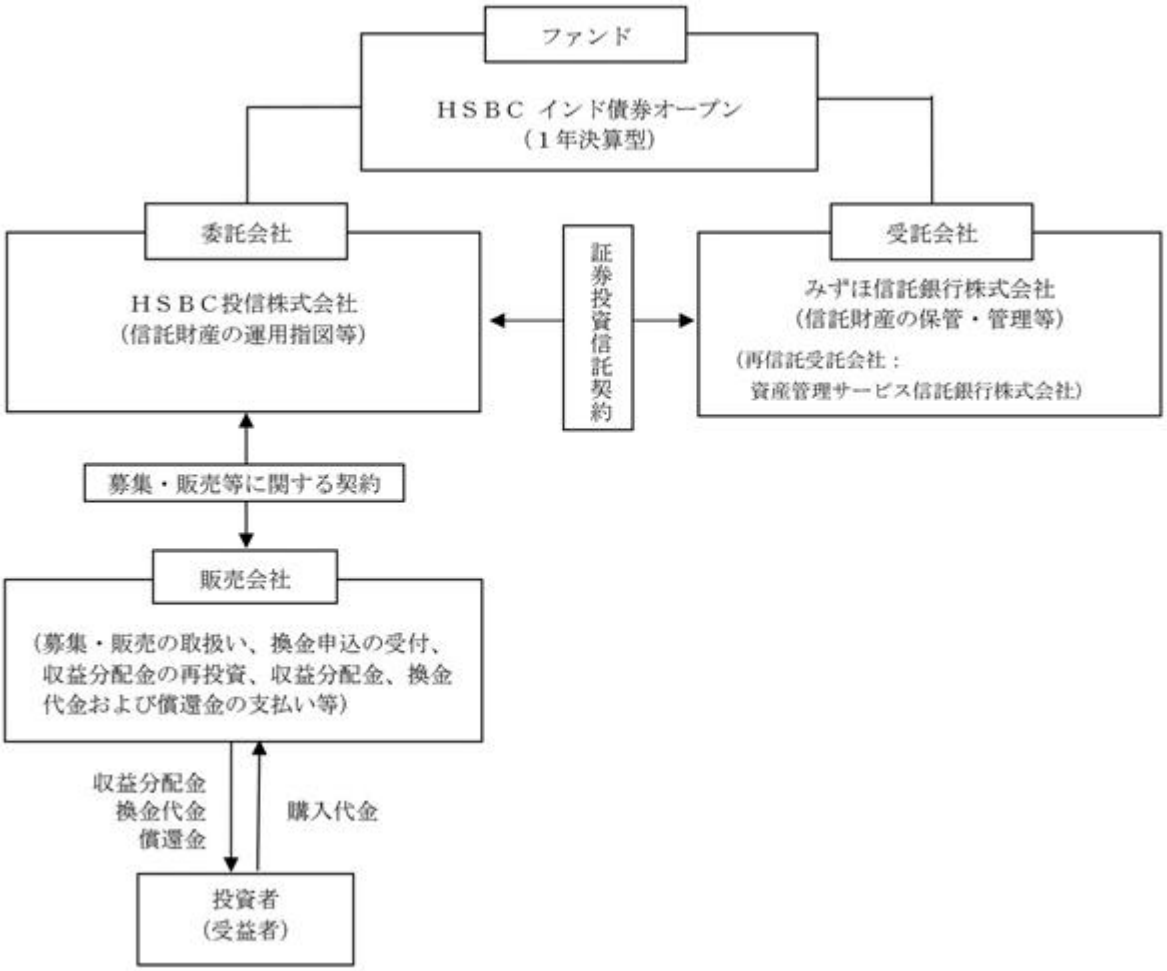

＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

１）受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

２）販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

１）資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

２）会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	ＨＳＢＣアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	ＨＳＢＣ投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録

３）大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指し、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準①

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

１）主にインドの債券等を投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」の投資信託証券に投資します。

２）上記１）の投資信託証券に加えて、インドの債券等を投資対象とする外国籍投資信託証券に投資する場合があります。また、米国の短期債券等を投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資します。

３）上記１）および２）の投資信託証券への投資にあたっては、インドの債券等を投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。なお、ETFの組入れは低位とします。

４）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

５）償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（２）【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ.有価証券

ロ.約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ.金銭債権（上記イ．およびロ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１）の証券または証書の性質を有するもの

３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

５）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

６）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、３）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

≪参考情報≫当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

①投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD （HSBC グローバル・インベストメント・ファンド）

形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主としてインドの債券等に投資することにより、ファンドの中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	インドの債券等を主要投資対象とします。 なお、先物、オプションおよびNDF＊1などのデリバティブ取引を行う場合があります。
ベンチマーク	ありません。
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	年1回分配を行う予定です。
マネジメントフィー＊2	年0.50%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	ＨＳＢＣグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

*1 NDF(ノンデリバラブル・フォワード)：国外での流通が規制されている通貨や取引量が極端に少ない通貨などに対して利用する直物為替先渡取引(デリバティブ取引)の一種で、投資対象通貨の受渡しを行わず、取引時に決められた取引価格と決済時の実勢直物価格との差額を主要通貨(米ドル等)で決済する取引をいいます。

*2 HSBC投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

②インドの債券等を投資対象とする他の外国籍の投資信託証券に投資する場合があります。

③上記のほか、ＥＴＦにも投資します。

投資対象とするＥＴＦは、iShares Short Treasury Bond ETFです。同ファンドは、米国の短期債券等を投資対象とするＥＴＦです。(iSharesは、ブラックロック・グループが運用するＥＴＦブランドです。)

投資対象とするＥＴＦの内容は、変更されることがあります。また、別のＥＴＦに投資する場合があります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

（３）【運用体制】

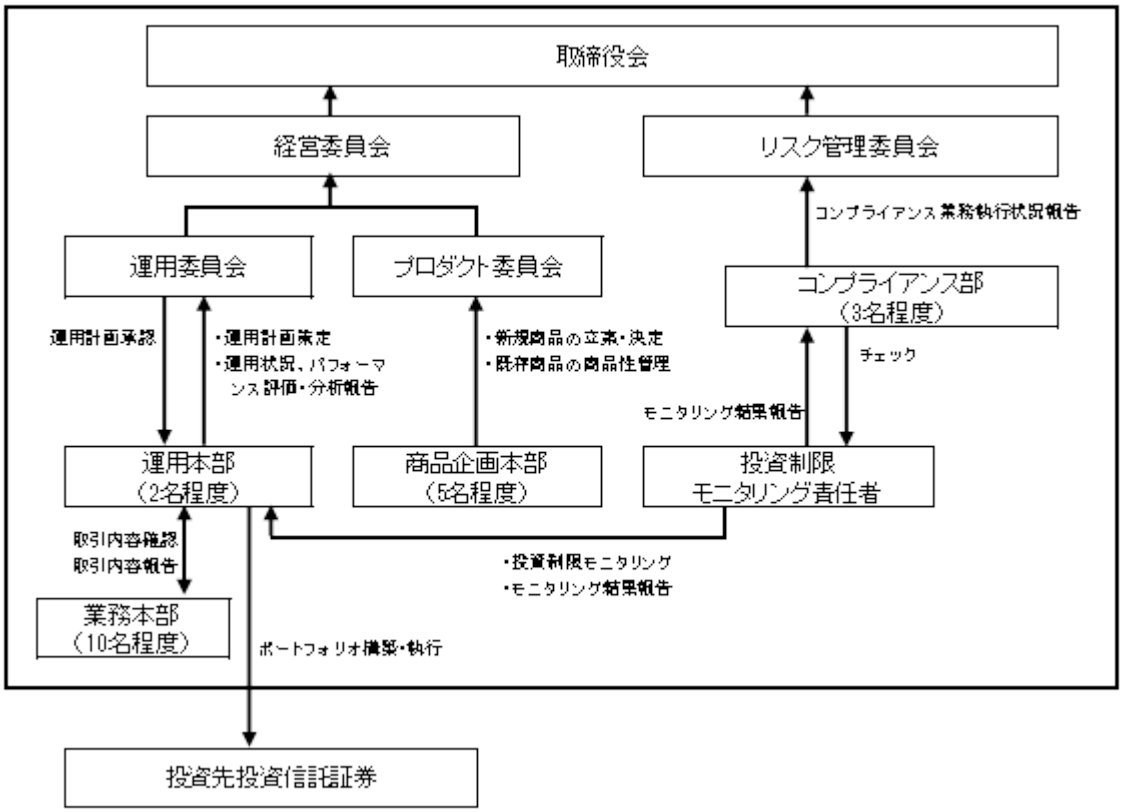

■当ファンドの運用

委託会社は、投資方針に基づき、投資する投資信託証券を選定し、投資信託証券を通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

■当ファンドの運用管理体制

運用本部は、投資信託証券に投資することにより、運用します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに、運用内容のチェックを行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。

■運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

・リスク管理委員会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

年1回の決算時（毎年6月26日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

１）信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜分配金に関する留意点＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。

３）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

４）投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

５）デリバティブの直接利用は行いません。

６）信用リスク集中回避のための投資制限

(a) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 上記(a)の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

７）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

８）外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

９）有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

10）再投資の指図

委託会社は、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

11）資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産より支払います。

12）受託会社による資金の立替え

(a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(c) 上記(a)および(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

１）同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式の議決権の総数に100分

の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

２）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

①基準価額の変動リスク

１）金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

２）信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

３）為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

４）流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

５）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

６）投資対象国における税制変更にかかるリスク

インドルピー建ての債券への投資については、インカムゲインやキャピタルゲイン、ファンドの総利益に対して課税される場合があります。将来、税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

７）換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合または売却できない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

②投資対象ファンドにかかわる留意点

１）投資対象ファンドの運用方針は、変更される可能性があります。

２）投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクを伴います。

③その他の留意点

１）ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

２）ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

３）法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

４）収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

５）当ファンドにおいて、主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、信託を終了します。

６）インドの債券市場において外国機関投資家（当ファンドの投資対象ファンドを含む）がインド国内発行の債券に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があります。また、投資を行うにあたり、入札等により取得する場合があります。そのため、落札状況によっては、インドルピー建ての債券への実質投資割合が低くなる場合があります。

※これらの記載は、本書作成時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

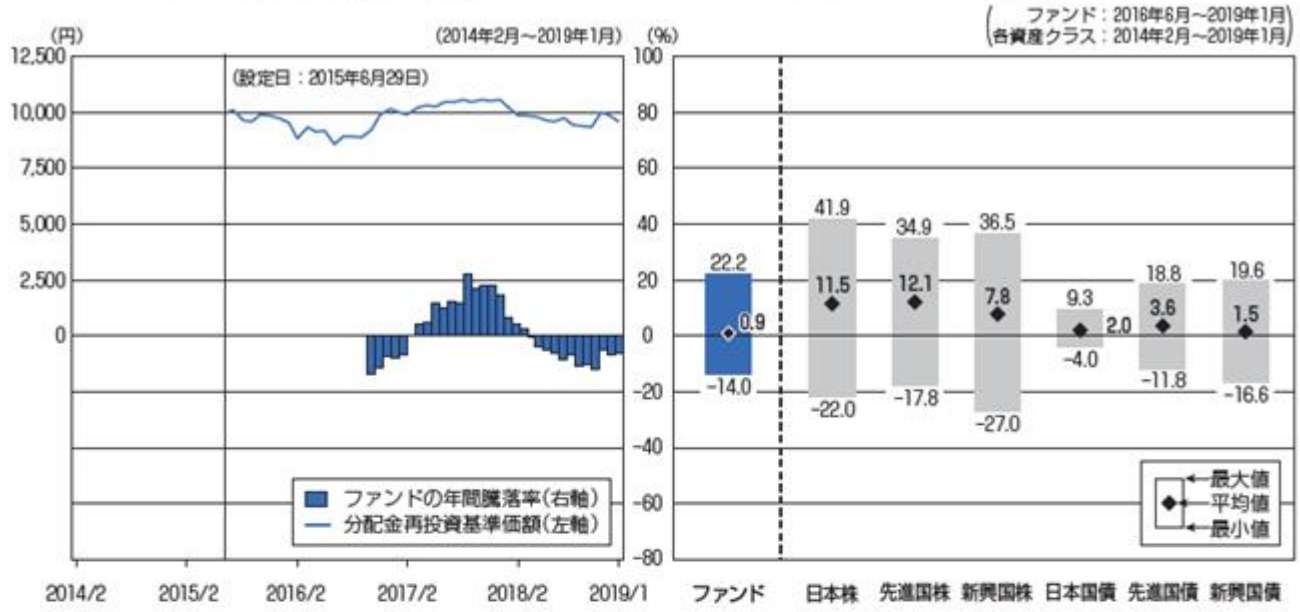

(注)グラフは、ファンドについては上記記載の期間、代表的な資産クラスについては上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。
ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

<参考>各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

・東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数（TOPIX）の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
・MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
・FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（２）運用リスクに対する管理体制

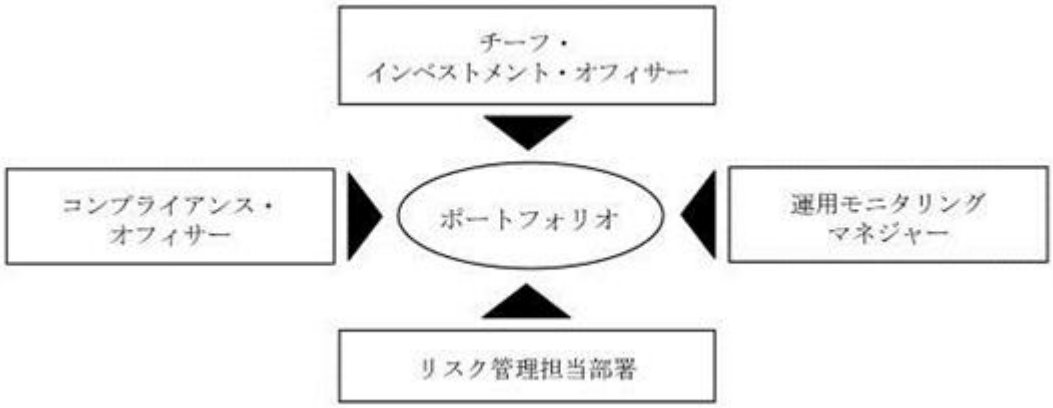

運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、ＨＳＢＣグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。
以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。
※運用リスクに対する管理については、ＨＳＢＣグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。
当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。
お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。
購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料
ありません。
②信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額
信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1772%（税抜年1.09%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。
②信託報酬の支払い
上記①の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。
信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.35%	年0.70%	年0.04%	年1.09%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。
（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.50%程度*となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

＜参考＞「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」

マネジメントフィー	年0.50%

(注) HSBC投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.6772%（税抜年1.59%）程度*となります。

* 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①有価証券等の売買委託手数料
②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用
③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息
⑤その他の諸費用
１）投資信託振替制度にかかる手数料および費用
２）印刷業者等に支払う以下の費用
・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用
・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
３）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
４）その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記⑤記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして計上し、実際かかった諸費用を信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年0.20%を上限としてこれを変更することができます。

（参考）当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。
・組入有価証券の売買にかかる手数料、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。
なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本について
１）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３）ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

≪個人の受益者に対する課税≫

１）収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%（所得税＊15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。

２）換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、20.315%（所得税＊15.315%および地方税5%）の税率となります。

３）換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告することにより、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託など）の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）、未成年者少額投資非課税制度（愛称：「ジュニアNISA（ニーサ）」）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

≪法人の受益者に対する課税≫

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税＊のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

＊ 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（注）上記の内容は2019年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2019年1月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	3,613,004	0.07
投資証券	ルクセンブルク	5,342,877,708	97.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	125,329,577	2.29
合計(純資産総額)		5,471,820,289	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド	5,060,916.634	1,108.12	5,608,119,134	1,055.71	5,342,877,708	97.64
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES SHORT TREASURY BOND ETF	300	12,029.18	3,608,755	12,043.34	3,613,004	0.07

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.07
投資証券	97.64
合計	97.71

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
2019年1月末および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2016年 6月27日)	3,175,345,324	3,175,345,324	0.8416	0.8416
第2計算期間末 (2017年 6月26日)	4,254,928,019	4,254,928,019	1.0420	1.0420
第3計算期間末 (2018年 6月26日)	5,919,341,554	5,919,341,554	0.9590	0.9590
2018年 1月末	6,427,433,839	—	1.0214	—
2月末	6,012,715,054	—	0.9855	—
3月末	6,109,703,354	—	0.9818	—
4月末	6,101,102,107	—	0.9774	—
5月末	5,970,610,702	—	0.9605	—
6月末	5,941,121,377	—	0.9568	—
7月末	5,895,698,977	—	0.9709	—
8月末	5,732,326,659	—	0.9426	—
9月末	5,595,926,566	—	0.9367	—
10月末	5,518,224,932	—	0.9310	—
11月末	5,824,137,249	—	0.9984	—
12月末	5,676,478,893	—	0.9853	—
2019年 1月末	5,471,820,289	—	0.9562	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2015年 6月29日～2016年 6月27日	0.0000
第2計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	0.0000

第3計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月26日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	2015年 6月29日～2016年 6月27日	△15.8
第2計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	23.8
第3計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月26日	△8.0
第4中間計算期間	2018年 6月27日～2018年12月26日	2.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数(口)
第1計算期間	2015年 6月29日～2016年 6月27日	4,208,939,736	436,169,124	3,772,770,612
第2計算期間	2016年 6月28日～2017年 6月26日	1,513,238,692	1,202,477,631	4,083,531,673
第3計算期間	2017年 6月27日～2018年 6月26日	3,529,502,435	1,440,574,506	6,172,459,602
第4中間計算期間	2018年 6月27日～2018年12月26日	326,254,110	737,459,705	5,761,254,007

（注）第1計算期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

（2019年1月末現在）基準価額：9,562円／純資産総額：54億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移

注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第3期(2018年6月)	0円
第2期(2017年6月)	0円
第1期(2016年6月)	0円
設定来累計	0円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

（「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド*」のデータを表示しています。）

順位	発行体 種類	発行体 業種	クーポン（利率）	償還日	格付※1	構成比率
1	インド国債		7.95%	2032/08/28	BBB－	4.1%
	国債	－				
2	インド国債		7.37%	2023/04/16	BBB－	3.9%
	国債	－				
3	インド国債		7.59%	2026/01/11	BBB－	3.9%
	国債	－				
4	インド国債		7.26%	2029/01/14	BBB－	3.4%
	国債	－				
5	インド国債		6.79%	2027/05/15	BBB－	3.3%
	国債	－				
6	インド国債		7.68%	2023/12/15	BBB－	3.3%
	国債	－				
7	インド国債		7.17%	2028/01/08	BBB－	3.1%
	国債	－				
8	アクシス銀行		7.6%	2023/10/20	(AAA)	3.0%
	社債	銀行				
9	インド国債		6.68%	2031/09/17	BBB－	2.5%
	国債	－				
10	インド国債		7.72%	2025/05/25	BBB－	2.4%
	国債	－				

・銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

ポートフォリオの特性値	
銘柄数	87
平均格付※2	BBB－
平均残存期間	6.2年
平均デュレーション※3	4.3年
平均最終利回り※3	7.9%

債券種類別構成比率 通貨		債券種別	構成比率
インドルピー	95.8%	国債	39.0%
		政府機関債※4	29.2%
		地方債	7.1%
		社債	20.5%
米ドル	1.6%	政府機関債※4	0.9%
		社債	0.7%

＊すべてのクラスを合算しています。
・構成比率は、当ファンドの主要投資対象である「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」の純資産額に対する比率です。
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
※1 格付は、S&P、ムーディーズ、フィッチの順に採用しています。当該3社から格付を付与されていない発行体については、インドの格付会社から格付が付与されており、参考格付として表示しています（ ）内）。参考格付はインド国内格付会社のCRISIL、CARE、ICRAの順に採用しています。
※2 上記参考格付を除いて算出しています。
※3 期限前償還を考慮しています。
※4 発行体が政府資本であるものを含みます。

※当ファンドにおける「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド」の組入比率は97.64%です。

④ 年間収益率の推移

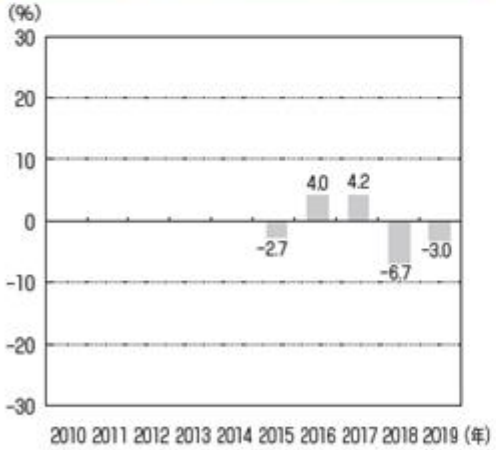

・当ファンドはベンチマークを設けていません。
・2015年は、設定日(6月29日)から年末までの騰落率です。
・2019年は、年初から1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※上記「③主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せ等の編集を行っている場合があります。

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース＊があります。

「一般コース」・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

＊ 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日がルクセンブルグ、香港、インドの銀行休業日のいずれかに該当する場合は、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情＊があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

＊ やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

※主要投資対象とする投資信託証券において設定の受付の中止等が行われた場合には、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込（一部解約の実行の請求）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

ＨＳＢＣ投信株式会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（４）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・・・ありません。

信託財産留保額・・・ありません。

（５）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（６）換金申込受付不可日

換金申込日がルクセンブルグ、香港、インドの銀行休業日のいずれかに該当する場合は、換金申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情＊があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3)換金価額」に準じて計算された価額とします。

＊ やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

※主要投資対象とする投資信託証券において解約の受付の中止等が行われた場合には、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

投資信託証券・・・原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「インド債１年」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

ＨＳＢＣ投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2015年6月29日から2025年6月26日までとします。

ただし、後記「（５）その他」の①の(a)および(b)、②、③の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年6月27日から翌年6月26日までとします。
ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(d) (c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e) (c)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。

(b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

(a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

(b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.com/jp）に掲載します。

※電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

⑧他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

⑨運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金

支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年6月27日から平成30年6月26日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

（３）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（４）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2018年6月27日から2018年12月26日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】
【ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 平成29年 6月26日現在	第3期 平成30年 6月26日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	145,278,317
コール・ローン	261,327,652	－
投資信託受益証券	3,682,922	3,628,958
投資証券	4,065,869,404	5,816,688,178
未収入金	－	1
流動資産合計	4,330,879,978	5,965,595,454
資産合計	4,330,879,978	5,965,595,454
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,086	－
未払金	25,338,455	－
未払解約金	28,354,270	9,260,328
未払受託者報酬	784,984	1,326,950
未払委託者報酬	20,605,669	34,832,418
未払利息	637	－
その他未払費用	845,858	834,204
流動負債合計	75,951,959	46,253,900
負債合計	75,951,959	46,253,900
純資産の部		
元本等		
元本	4,083,531,673	6,172,459,602
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	171,396,346	△253,118,048
（分配準備積立金）	232,733,337	280,723,062
元本等合計	4,254,928,019	5,919,341,554
純資産合計	4,254,928,019	5,919,341,554
負債純資産合計	4,330,879,978	5,965,595,454

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　平成28年 6月28日 至　平成29年 6月26日	第3期 自　平成29年 6月27日 至　平成30年 6月26日
営業収益		
受取配当金	138,009,200	207,747,492
受取利息	1,918	52,797
有価証券売買等損益	375,738,502	△569,204,815
為替差損益	296,987,913	△99,359,069
営業収益合計	810,737,533	△460,763,595
営業費用		
支払利息	68,816	149,950
受託者報酬	1,540,373	2,529,929
委託者報酬	40,434,594	66,410,676
その他費用	2,156,711	2,100,336
営業費用合計	44,200,494	71,190,891
営業利益又は営業損失（△）	766,537,039	△531,954,486
経常利益又は経常損失（△）	766,537,039	△531,954,486
当期純利益又は当期純損失（△）	766,537,039	△531,954,486
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	153,429,786	△32,306,998
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△597,425,288	171,396,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	177,658,866	138,150,397
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	177,658,866	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	138,150,397
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,944,485	63,017,303
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	63,017,303
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,944,485	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	171,396,346	△253,118,048

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券（以下「有価証券」という） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、有価証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

第2期 平成29年 6月26日現在		第3期 平成30年 6月26日現在	
１． 受益権の総数	4,083,531,673口	１． 受益権の総数	6,172,459,602口
２． 1単位当たりの純資産の額		２． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
1口当たり純資産額	1.0420円	元本の欠損	253,118,048円
(10,000口当たり純資産額)	(10,420円)	３． 1単位当たりの純資産の額	
		1口当たり純資産額	0.9590円
		(10,000口当たり純資産額)	(9,590円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 平成28年 6月28日 至 平成29年 6月26日			第3期 自 平成29年 6月27日 至 平成30年 6月26日	
	分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	95,308,075円	A 費用控除後の配当等収益額	100,773,182円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	137,425,262円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	44,217,825円	C 収益調整金額	373,413,514円
D	分配準備積立金額	0円	D 分配準備積立金額	179,949,880円
E	当ファンドの分配対象収益額	276,951,162円	E 当ファンドの分配対象収益額	654,136,576円
F	当ファンドの期末残存口数	4,083,531,673口	F 当ファンドの期末残存口数	6,172,459,602口
G	10,000口当たり収益分配対象額	678円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,059円
H	10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I	収益分配金金額	0円	I 収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

Ｉ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 平成28年 6月28日 至 平成29年 6月26日	第3期 自 平成29年 6月27日 至 平成30年 6月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左

金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第2期 平成29年 6月26日現在	第3期 平成30年 6月26日現在

貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
	派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。	派生商品評価勘定 該当事項はありません。
	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）
第2期(平成29年 6月26日現在)
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△4,006
投資証券	361,228,601
合計	361,224,595

第3期(平成30年 6月26日現在)
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,630
投資証券	△549,496,240
合計	△549,493,610

（デリバティブ取引に関する注記）
(通貨関連)
第2期（平成29年 6月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	25,358,265	－	25,336,179	△22,086
	米ドル	25,358,265	－	25,336,179	△22,086
合計		25,358,265	－	25,336,179	△22,086

時価の算定方法
為替予約取引
(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

第3期（平成30年 6月26日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期(自 平成28年 6月28日 至 平成29年 6月26日)

該当事項はありません。

第3期(自 平成29年 6月27日 至 平成30年 6月26日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

（単位：円）

第2期 平成29年 6月26日現在		第3期 平成30年 6月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,772,770,612円	期首元本額	4,083,531,673円
期中追加設定元本額	1,513,238,692円	期中追加設定元本額	3,529,502,435円
期中一部解約元本額	1,202,477,631円	期中一部解約元本額	1,440,574,506円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	ISHARES SHORT TREASURY BOND ETF	300.000	33,120.00	
	投資信託受益証券 小計		300.000	33,120.00 (3,628,958)	
	投資証券	HGIF INDIA FIXED INCOME CLASS XD	5,196,916.634	53,086,503.41	
	投資証券 小計		5,196,916.634	53,086,503.41 (5,816,688,178)	
米ドル小計			5,197,216.634	53,119,623.41 (5,820,317,136)	
合計				5,820,317,136 (5,820,317,136)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）です。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券	1銘柄	0.1%	―	100.0%
	投資証券	1銘柄	―	99.9%	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」及び上場投資信託を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券のうち、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC インド債券オープン（１年決算型）」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、平成30年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスXDの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（平成30年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	896,337,303
有価証券(取得価額)	916,349,969
投資にかかる評価損	△20,012,666
先渡外国為替取引にかかる評価益	1,248,042
銀行預金	6,655,356
配当および未収利息	19,899,524
未収金	631,048
設定にかかる未収金	6,543,230
資産計	931,314,503
負債	
先渡外国為替取引にかかる評価損	1,113,631
当座借越	22,757
未払金	16,495,217
解約・分配にかかる未払金	664,102
未払分配金	858,973
その他負債	530,874
負債計	19,685,554
純資産額	911,628,949
平成30年3月31日現在の口数（クラスＸＤ）	5,699,221.656
一口当たり純資産額（クラスＸＤ）	10.76

（2）附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
インド				
AXIS BANK 7.6% 20/10/2023	2,000,000,000	INR	30,133,836	3.31
BAJAJ FINANCE 7.2525% 10/11/2020	500,000,000	INR	7,548,753	0.83
BAJAJ FINANCE 7.5% 10/08/2020	250,000,000	INR	3,772,441	0.41
BAJAJ FINANCE 7.8409% 29/06/2020	500,000,000	INR	7,624,035	0.84
BAJAJ FINANCE 8.234% 27/03/2020	250,000,000	INR	3,843,928	0.42
BHARAT PETROLEUM CORP 7.69% 16/01/2023	1,000,000,000	INR	15,266,851	1.67
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2022	200,000,000	INR	3,122,473	0.34
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2023	450,000,000	INR	6,971,679	0.76
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2024	450,000,000	INR	6,942,011	0.76
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2025	450,000,000	INR	6,912,515	0.76
GUJARAT (GOVT) 7.62% 01/11/2027	500,000,000	INR	7,471,785	0.82
GUJARAT (GOVT) 7.77% 19/06/2023	500,000,000	INR	7,636,492	0.84
HARYANA (GOVT) 8.29% 14/03/2028	500,000,000	INR	7,732,242	0.85
HDFC 8.75% 13/01/2020	1,000,000,000	INR	15,586,684	1.71
HDFC 8.95% 19/10/2020	100,000,000	INR	1,565,614	0.17
HDFC BANK 7.95% 21/09/2026	1,400,000,000	INR	21,354,273	2.34
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE 6.875% 30/04/2020	120,000,000	INR	1,820,974	0.20
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP 7.4% 17/11/2020	500,000,000	INR	7,544,000	0.83
ICICI BANK DUBAI 3.25% 09/09/2022	6,000,000	USD	5,820,210	0.64
INDIA (GOVT) 6.57% 05/12/2033	2,150,000,000	INR	29,722,596	3.26
INDIA (GOVT) 6.68% 17/09/2031	2,150,000,000	INR	30,491,823	3.34
INDIA (GOVT) 6.79% 15/05/2027	2,750,000,000	INR	40,105,441	4.41
INDIA (GOVT) 6.84% 19/12/2022	2,600,000,000	INR	39,153,058	4.30
INDIA (GOVT) 7.17% 08/01/2028	500,000,000	INR	7,540,703	0.83
INDIA (GOVT) 7.35% 22/06/2024	1,350,000,000	INR	20,589,654	2.26
INDIA (GOVT) 7.59% 11/01/2026	1,250,000,000	INR	19,117,966	2.10
INDIA (GOVT) 7.59% 20/03/2029	1,400,000,000	INR	21,328,515	2.34
INDIA (GOVT) 7.61% 09/05/2030	550,000,000	INR	8,414,224	0.92
INDIA (GOVT) 7.68% 15/12/2023	2,100,000,000	INR	32,643,652	3.59
INDIA (GOVT) 7.72% 25/05/2025	2,000,000,000	INR	30,974,967	3.41
INDIA (GOVT) 7.73% 19/12/2034	1,350,000,000	INR	20,695,217	2.27
INDIA (GOVT) 7.8% 11/04/2021	1,000,000,000	INR	15,625,091	1.71
INDIA (GOVT) 8.15% 24/11/2026	450,000,000	INR	7,126,884	0.78
INDIA (GOVT) 8.6% 02/06/2028	650,000,000	INR	10,667,565	1.17
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.2% 29/05/2020	750,000,000	INR	11,434,500	1.25
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.49% 28/05/2027	250,000,000	INR	3,648,115	0.40
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.83% 19/03/2027	500,000,000	INR	7,601,649	0.83
KARNATAKA (GOVT) 7.62% 01/11/2027	500,000,000	INR	7,513,220	0.82
KARNATAKA (GOVT) 7.64% 08/11/2027	250,000,000	INR	3,744,593	0.41
LIC HOUSING FINANCE 7.67% 29/07/2021	250,000,000	INR	3,783,365	0.42
LIC HOUSING FINANCE 8.88% 13/10/2020	200,000,000	INR	3,129,909	0.34
LIC HOUSING FINANCE 9.24% 30/09/2024	600,000,000	INR	9,590,182	1.05
LIC HOUSING FINANCE 9.3532% 19/08/2019	250,000,000	INR	3,909,033	0.43
MADHYA PRADESH (GOVT) 7.55% 11/10/2027	400,000,000	INR	5,914,995	0.65
MAHARASHTRA (GOVT) 7.2% 09/08/2027	1,250,000,000	INR	18,272,964	2.00
MAHARASHTRA (GOVT) 7.37% 14/09/2026	250,000,000	INR	3,683,513	0.40
NATIONAL BANK FOR AGRICULTURAL & RURAL DEV 8.2% 09/03/2028	1,750,000,000	INR	27,024,345	2.96
NATIONAL HIGHWAYS AUTHORITY OF INDIA 7.17% 23/12/2021	1,000,000,000	INR	15,088,690	1.66
NATIONAL HIGHWAYS AUTHORITY OF INDIA 7.6% 18/03/2022	1,250,000,000	INR	19,059,991	2.09
NTPC 4.25% 26/02/2026	5,000,000	USD	4,960,925	0.54
NTPC 4.375% 26/11/2024	5,000,000	USD	5,085,150	0.56
NTPC 7.25% 03/05/2022	250,000,000	INR	3,833,425	0.42

NUCLEAR POWER CORP INDIA 8.54% 15/03/2023	500,000,000	INR	7,883,381	0.86
NUCLEAR POWER CORP OF INDIA LTD 8.56% 18/03/2023	250,000,000	INR	3,967,257	0.44
ONGC VIDESH 4.625% 15/07/2024	10,000,000	USD	10,297,200	1.13
POWER FINANCE CORP 7.1% 08/08/ 2022	750,000,000	INR	11,136,899	1.22
POWER FINANCE CORP 7.4% 30/09/2021	350,000,000	INR	5,331,619	0.58
POWER FINANCE CORP 7.47% 16/09/2021	250,000,000	INR	3,786,853	0.42
POWER FINANCE CORP 7.50% 16/08/2021	750,000,000	INR	11,400,577	1.25
POWER GRID CORP OF INDIA 3.875 17/01/2023	3,346,000	USD	3,348,041	0.37
POWER GRID CORP OF INDIA 7.2% 21/12/2021	500,000,000	INR	7,568,263	0.83
POWER GRID CORP OF INDIA 7.3% 19/06/2027	1,050,000,000	INR	15,216,554	1.67
POWER GRID CORP OF INDIA 7.89% 09/03/2027	500,000,000	INR	7,679,959	0.84
RELIANCE HOLDINGS 5.4% 14/02/2022 (USU75888AC81)	9,000,000	USD	9,506,475	1.04
RELIANCE INDUSTRIES 7% 31/08/2022	1,550,000,000	INR	23,056,778	2.53
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.13% 21/09/2020	250,000,000	INR	3,790,054	0.42
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.14% 09/12/2021	500,000,000	INR	7,504,519	0.82
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.45% 30/11/2022	250,000,000	INR	3,777,060	0.41
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.52% 07/11/2026	750,000,000	INR	11,005,865	1.21
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.6% 17/04/2021	500,000,000	INR	7,658,494	0.84
SHRIRAM TRANSPORT FINANCIAL 8.1% 08/06/2023	950,000,000	INR	14,643,704	1.61
STATE OF KARNATAKA INDIA 7.59% 29/03/2027	250,000,000	INR	3,745,552	0.41
STATE OF TAMIL NADU INDIA 7.18% 26/07/2027	1,000,000,000	INR	14,693,193	1.61
TAMIL NADU (GOVT) 8.28% 21/02/2028	500,000,000	INR	7,798,976	0.86
TAMIL NADU (GOVT) 8.43% 07/03/2028	650,000,000	INR	10,143,603	1.11
小計			865,087,592	94.90
モーリシャス				
UPL 3.25% 13/10/2021	8,013,000	USD	7,861,955	0.86
小計			7,861,955	0.86
シンガポール				
OIL INDIA INTERNATIONAL 4% 21/04/2027	5,000,000	USD	4,785,700	0.52
小計			4,785,700	0.52
債券 合計			877,735,247	96.28
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			877,735,247	96.28
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
インド				
NTPC 7.375% 10/08/2021	430,000,000	INR	6,602,622	0.72
小計			6,602,622	0.72
債券 合計			6,602,622	0.72
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券 合計			6,602,622	0.72
マネーマーケット商品				
政府短期証券				
米国				
US (GOVT) 0% 29/03/2018	12,000,000	USD	11,999,434	1.32
小計			11,999,434	1.32
政府短期証券 合計			11,999,434	1.32
マネーマーケット商品 合計			11,999,434	1.32

先渡外国為替契約

当ファンドは平成30年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益(米ドル)
INR	394,482,000	27/04/2018	USD	6,000,000	31,803
INR	1,054,560,000	27/04/2018	USD	16,000,000	124,687
USD	1,000,000	27/04/2018	INR	65,059,000	5,219
USD	2,000,000	27/04/2018	INR	129,736,000	16,279
USD	2,000,000	27/04/2018	INR	129,726,000	16,432
USD	3,500,000	27/04/2018	INR	226,978,500	29,399
USD	5,000,000	27/04/2018	INR	320,475,000	99,796

USD	8,500,000	27/04/2018	INR	549,100,000	104,019
EUR	2,379,865	30/04/2018	USD	2,943,602	1,994
SGD	100	30/04/2018	USD	76	-
SGD	53,484	30/04/2018	USD	40,755	99
SGD	49,337	30/04/2018	USD	37,500	186
SGD	16,015,144	30/04/2018	USD	12,184,302	48,756
INR	361,570,000	25/05/2018	USD	5,500,000	10,898
USD	33,000,000	25/05/2018	INR	2,127,840,000	568,358
INR	659,950,000	06/07/2018	USD	10,000,000	8,943
USD	7,000,000	06/07/2018	INR	460,285,000	19,219
USD	5,000,000	06/07/2018	INR	326,700,000	45,198
USD	14,000,000	06/07/2018	INR	920,024,000	46,719
USD	18,000,000	06/07/2018	INR	1,182,780,000	61,705
INR	928,368,000	23/08/2018	USD	14,000,000	8,333
			計（米ドル）		1,248,042
EUR	15,040	30/04/2018	USD	18,743	△ 127
EUR	14,292	30/04/2018	USD	17,756	△ 66
SGD	105,875	30/04/2018	USD	81,009	△ 137
SGD	98,290	30/04/2018	USD	75,158	△ 80
INR	454,860,000	25/05/2018	USD	7,000,000	△ 67,215
INR	173,915,100	25/05/2018	USD	2,700,000	△ 49,259
INR	620,806,000	25/05/2018	USD	9,500,000	△ 37,936
INR	215,820,000	25/05/2018	USD	3,300,000	△ 10,562
INR	328,015,000	25/05/2018	USD	5,000,000	△ 534
INR	2,137,773,000	06/07/2018	USD	33,000,000	△ 578,077
INR	323,975,000	06/07/2018	USD	5,000,000	△ 86,526
INR	226,703,750	06/07/2018	USD	3,500,000	△ 61,762
USD	4,500,000	06/07/2018	INR	296,977,500	△ 4,025
INR	326,725,000	27/07/2018	USD	5,000,000	△ 55,858
INR	261,500,000	27/07/2018	USD	4,000,000	△ 42,871
INR	1,849,400,000	23/08/2018	USD	28,000,000	△ 94,029
INR	462,770,000	23/08/2018	USD	7,000,000	△ 17,170
INR	264,600,000	23/08/2018	USD	4,000,000	△ 7,397
			計（米ドル）		△ 1,113,631

証拠金

当ファンドは平成30年3月31日現在、以下の証拠金を保有しております。

取引先（契約先）	種類	通貨	証拠金残高
WestPac	Forward Exchange Contracts	USD	△ 300,000

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成30年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスＸＤ年率0.50%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスＸＤ年率0.20%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成30年6月26日現在の口数（クラスＸＤ）	5,196,916.634
一口当たり純資産額（クラスＸＤ）	ＵＳＤ　10.215

※上記の一口当たり情報は、平成30年6月26日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスＸＤ」の状況です。
なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

中間財務諸表
【ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期計算期間末 2018年 6月26日現在	第4期中間計算期間末 2018年12月26日現在
資産の部		
流動資産		
預金	－	6,005
金銭信託	145,278,317	135,412,284
投資信託受益証券	3,628,958	3,660,741
投資証券	5,816,688,178	5,493,875,217
派生商品評価勘定	－	272,226
未収入金	1	124,892,419
流動資産合計	5,965,595,454	5,758,118,892
資産合計	5,965,595,454	5,758,118,892
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	269,376
未払解約金	9,260,328	55,988,482
未払受託者報酬	1,326,950	1,240,648
未払委託者報酬	34,832,418	32,566,938
その他未払費用	834,204	890,076
流動負債合計	46,253,900	90,955,520
負債合計	46,253,900	90,955,520
純資産の部		
元本等		
元本	6,172,459,602	5,761,254,007
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△253,118,048	△94,090,635
（分配準備積立金）	280,723,062	248,245,997
元本等合計	5,919,341,554	5,667,163,372
純資産合計	5,919,341,554	5,667,163,372
負債純資産合計	5,965,595,454	5,758,118,892

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自　2017年 6月27日 至　2017年12月26日	第4期中間計算期間 自　2018年 6月27日 至　2018年12月26日
営業収益		
受取配当金	215,097,182	356,461,187
受取利息	44,431	131,905
有価証券売買等損益	△191,734,659	△245,426,599
為替差損益	115,105,859	64,051,633
営業収益合計	138,512,813	175,218,126
営業費用		
支払利息	85,115	26,157
受託者報酬	1,202,979	1,240,648
委託者報酬	31,578,258	32,566,938
その他費用	1,198,969	944,443
営業費用合計	34,065,321	34,778,186
営業利益又は営業損失（△）	104,447,492	140,439,940
経常利益又は経常損失（△）	104,447,492	140,439,940
中間純利益又は中間純損失（△）	104,447,492	140,439,940
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	5,434,575	△2,496,008
期首剰余金又は期首欠損金（△）	171,396,346	△253,118,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	134,917,715	30,304,287
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	30,304,287
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134,917,715	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,394,008	14,212,822
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,394,008	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	14,212,822
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	373,932,970	△94,090,635

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券（以下「有価証券」という） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、有価証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
３.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期計算期間末 2018年 6月26日現在		第4期中間計算期間末 2018年12月26日現在	
１． 受益権の総数	6,172,459,602口	１． 受益権の総数	5,761,254,007口
２． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額		２． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	253,118,048円	元本の欠損	94,090,635円
３． 1単位当たりの純資産の額		３． 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9590円	1口当たり純資産額	0.9837円
(10,000口当たり純資産額)	(9,590円)	(10,000口当たり純資産額)	(9,837円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期中間計算期間（自 2017年6月27日　至 2017年12月26日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自 2018年6月27日　至 2018年12月26日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第3期計算期間末 2018年 6月26日現在	第4期中間計算期間末 2018年12月26日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 該当事項はありません。	同左 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
（通貨関連）
第3期計算期間末（2018年 6月26日現在）
該当事項はありません。

第4期中間計算期間末（2018年12月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	124,877,094	－	124,874,244	2,850
	米ドル	124,877,094	－	124,874,244	2,850
合計		124,877,094	－	124,874,244	2,850

時価の算定方法
為替予約取引
(1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

第3期計算期間末 2018年 6月26日現在		第4期中間計算期間末 2018年12月26日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,083,531,673円	期首元本額	6,172,459,602円
期中追加設定元本額	3,529,502,435円	期中追加設定元本額	326,254,110円
期中一部解約元本額	1,440,574,506円	期中一部解約元本額	737,459,705円

（参考）

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」及び上場投資信託を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券のうち、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC インド債券オープン（１年決算型）」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスXD」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2018年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスＸＤの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（2018年3月31日現在）
	金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	896,337,303
有価証券(取得価額)	916,349,969
投資にかかる評価損	△20,012,666
先渡外国為替取引にかかる評価益	1,248,042
銀行預金	6,655,356
配当および未収利息	19,899,524
未収金	631,048
設定にかかる未収金	6,543,230
資産計	931,314,503
負債	
先渡外国為替取引にかかる評価損	1,113,631
当座借越	22,757
未払金	16,495,217
解約・分配にかかる未払金	664,102
未払分配金	858,973
その他負債	530,874
負債計	19,685,554
純資産額	911,628,949
2018年3月31日現在の口数（クラスＸＤ）	5,699,221.656
一口当たり純資産額（クラスＸＤ）	10.76

(2) 附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
インド				
AXIS BANK 7.6% 20/10/2023	2,000,000,000	INR	30,133,836	3.31

BAJAJ FINANCE 7.2525% 10/11/2020	500,000,000	INR	7,548,753	0.83
BAJAJ FINANCE 7.5% 10/08/2020	250,000,000	INR	3,772,441	0.41
BAJAJ FINANCE 7.8409% 29/06/2020	500,000,000	INR	7,624,035	0.84
BAJAJ FINANCE 8.234% 27/03/2020	250,000,000	INR	3,843,928	0.42
BHARAT PETROLEUM CORP 7.69% 16/01/2023	1,000,000,000	INR	15,266,851	1.67
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2022	200,000,000	INR	3,122,473	0.34
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2023	450,000,000	INR	6,971,679	0.76
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2024	450,000,000	INR	6,942,011	0.76
GAIL INDIA 8.3% 23/02/2025	450,000,000	INR	6,912,515	0.76
GUJARAT (GOVT) 7.62% 01/11/2027	500,000,000	INR	7,471,785	0.82
GUJARAT (GOVT) 7.77% 19/06/2023	500,000,000	INR	7,636,492	0.84
HARYANA (GOVT) 8.29% 14/03/2028	500,000,000	INR	7,732,242	0.85
HDFC 8.75% 13/01/2020	1,000,000,000	INR	15,586,684	1.71
HDFC 8.95% 19/10/2020	100,000,000	INR	1,565,614	0.17
HDFC BANK 7.95% 21/09/2026	1,400,000,000	INR	21,354,273	2.34
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE 6.875% 30/04/2020	120,000,000	INR	1,820,974	0.20
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP 7.4% 17/11/2020	500,000,000	INR	7,544,000	0.83
ICICI BANK DUBAI 3.25% 09/09/2022	6,000,000	USD	5,820,210	0.64
INDIA (GOVT) 6.57% 05/12/2033	2,150,000,000	INR	29,722,596	3.26
INDIA (GOVT) 6.68% 17/09/2031	2,150,000,000	INR	30,491,823	3.34
INDIA (GOVT) 6.79% 15/05/2027	2,750,000,000	INR	40,105,441	4.41
INDIA (GOVT) 6.84% 19/12/2022	2,600,000,000	INR	39,153,058	4.30
INDIA (GOVT) 7.17% 08/01/2028	500,000,000	INR	7,540,703	0.83
INDIA (GOVT) 7.35% 22/06/2024	1,350,000,000	INR	20,589,654	2.26
INDIA (GOVT) 7.59% 11/01/2026	1,250,000,000	INR	19,117,966	2.10
INDIA (GOVT) 7.59% 20/03/2029	1,400,000,000	INR	21,328,515	2.34
INDIA (GOVT) 7.61% 09/05/2030	550,000,000	INR	8,414,224	0.92
INDIA (GOVT) 7.68% 15/12/2023	2,100,000,000	INR	32,643,652	3.59
INDIA (GOVT) 7.72% 25/05/2025	2,000,000,000	INR	30,974,967	3.41
INDIA (GOVT) 7.73% 19/12/2034	1,350,000,000	INR	20,695,217	2.27
INDIA (GOVT) 7.8% 11/04/2021	1,000,000,000	INR	15,625,091	1.71
INDIA (GOVT) 8.15% 24/11/2026	450,000,000	INR	7,126,884	0.78
INDIA (GOVT) 8.6% 02/06/2028	650,000,000	INR	10,667,565	1.17
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.2% 29/05/2020	750,000,000	INR	11,434,500	1.25
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.49% 28/05/2027	250,000,000	INR	3,648,115	0.40
INDIAN RAILWAY FINANCE 7.83% 19/03/2027	500,000,000	INR	7,601,649	0.83
KARNATAKA (GOVT) 7.62% 01/11/2027	500,000,000	INR	7,513,220	0.82
KARNATAKA (GOVT) 7.64% 08/11/2027	250,000,000	INR	3,744,593	0.41
LIC HOUSING FINANCE 7.67% 29/07/2021	250,000,000	INR	3,783,365	0.42
LIC HOUSING FINANCE 8.88% 13/10/2020	200,000,000	INR	3,129,909	0.34
LIC HOUSING FINANCE 9.24% 30/09/2024	600,000,000	INR	9,590,182	1.05
LIC HOUSING FINANCE 9.3532% 19/08/2019	250,000,000	INR	3,909,033	0.43
MADHYA PRADESH (GOVT) 7.55% 11/10/2027	400,000,000	INR	5,914,995	0.65
MAHARASHTRA (GOVT) 7.2% 09/08/2027	1,250,000,000	INR	18,272,964	2.00
MAHARASHTRA (GOVT) 7.37% 14/09/2026	250,000,000	INR	3,683,513	0.40

NATIONAL BANK FOR AGRICULTURAL & RURAL DEV 8.2% 09/03/2028	1,750,000,000	INR	27,024,345	2.96
NATIONAL HIGHWAYS AUTHORITY OF INDIA 7.17% 23/12/2021	1,000,000,000	INR	15,088,690	1.66
NATIONAL HIGHWAYS AUTHORITY OF INDIA 7.6% 18/03/2022	1,250,000,000	INR	19,059,991	2.09
NTPC 4.25% 26/02/2026	5,000,000	USD	4,960,925	0.54
NTPC 4.375% 26/11/2024	5,000,000	USD	5,085,150	0.56
NTPC 7.25% 03/05/2022	250,000,000	INR	3,833,425	0.42
NUCLEAR POWER CORP INDIA 8.54% 15/03/2023	500,000,000	INR	7,883,381	0.86
NUCLEAR POWER CORP OF INDIA LTD 8.56% 18/03/2023	250,000,000	INR	3,967,257	0.44
ONGC VIDESH 4.625% 15/07/2024	10,000,000	USD	10,297,200	1.13
POWER FINANCE CORP 7.1% 08/08/ 2022	750,000,000	INR	11,136,899	1.22
POWER FINANCE CORP 7.4% 30/09/2021	350,000,000	INR	5,331,619	0.58
POWER FINANCE CORP 7.47% 16/09/2021	250,000,000	INR	3,786,853	0.42
POWER FINANCE CORP 7.50% 16/08/2021	750,000,000	INR	11,400,577	1.25
POWER GRID CORP OF INDIA 3.875 17/01/2023	3,346,000	USD	3,348,041	0.37
POWER GRID CORP OF INDIA 7.2% 21/12/2021	500,000,000	INR	7,568,263	0.83
POWER GRID CORP OF INDIA 7.3% 19/06/2027	1,050,000,000	INR	15,216,554	1.67
POWER GRID CORP OF INDIA 7.89% 09/03/2027	500,000,000	INR	7,679,959	0.84
RELIANCE HOLDINGS 5.4% 14/02/2022 (USU75888AC81)	9,000,000	USD	9,506,475	1.04
RELIANCE INDUSTRIES 7% 31/08/2022	1,550,000,000	INR	23,056,778	2.53
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.13% 21/09/2020	250,000,000	INR	3,790,054	0.42
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.14% 09/12/2021	500,000,000	INR	7,504,519	0.82
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.45% 30/11/2022	250,000,000	INR	3,777,060	0.41
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.52% 07/11/2026	750,000,000	INR	11,005,865	1.21
RURAL ELECTRIFICATION CORP 7.6% 17/04/2021	500,000,000	INR	7,658,494	0.84
SHRIRAM TRANSPORT FINANCIAL 8.1% 08/06/2023	950,000,000	INR	14,643,704	1.61
STATE OF KARNATAKA INDIA 7.59% 29/03/2027	250,000,000	INR	3,745,552	0.41
STATE OF TAMIL NADU INDIA 7.18% 26/07/2027	1,000,000,000	INR	14,693,193	1.61
TAMIL NADU (GOVT) 8.28% 21/02/2028	500,000,000	INR	7,798,976	0.86
TAMIL NADU (GOVT) 8.43% 07/03/2028	650,000,000	INR	10,143,603	1.11
小計			865,087,592	94.90
モーリシャス				
UPL 3.25% 13/10/2021	8,013,000	USD	7,861,955	0.86
小計			7,861,955	0.86
シンガポール				
OIL INDIA INTERNATIONAL 4% 21/04/2027	5,000,000	USD	4,785,700	0.52
小計			4,785,700	0.52
債券 合計			877,735,247	96.28
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			877,735,247	96.28
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
インド				
NTPC 7.375% 10/08/2021	430,000,000	INR	6,602,622	0.72
小計			6,602,622	0.72

債券 合計			6,602,622	0.72
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券 合計			6,602,622	0.72
マネーマーケット商品				
政府短期証券				
米国				
US (GOVT) 0% 29/03/2018	12,000,000	USD	11,999,434	1.32
小計			11,999,434	1.32
政府短期証券 合計			11,999,434	1.32
マネーマーケット商品 合計			11,999,434	1.32

先渡外国為替契約

当ファンドは2018年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益(米ドル)
INR	394,482,000	27/04/2018	USD	6,000,000	31,803
INR	1,054,560,000	27/04/2018	USD	16,000,000	124,687
USD	1,000,000	27/04/2018	INR	65,059,000	5,219
USD	2,000,000	27/04/2018	INR	129,736,000	16,279
USD	2,000,000	27/04/2018	INR	129,726,000	16,432
USD	3,500,000	27/04/2018	INR	226,978,500	29,399
USD	5,000,000	27/04/2018	INR	320,475,000	99,796
USD	8,500,000	27/04/2018	INR	549,100,000	104,019
EUR	2,379,865	30/04/2018	USD	2,943,602	1,994
SGD	100	30/04/2018	USD	76	-
SGD	53,484	30/04/2018	USD	40,755	99
SGD	49,337	30/04/2018	USD	37,500	186
SGD	16,015,144	30/04/2018	USD	12,184,302	48,756
INR	361,570,000	25/05/2018	USD	5,500,000	10,898
USD	33,000,000	25/05/2018	INR	2,127,840,000	568,358
INR	659,950,000	06/07/2018	USD	10,000,000	8,943
USD	7,000,000	06/07/2018	INR	460,285,000	19,219
USD	5,000,000	06/07/2018	INR	326,700,000	45,198
USD	14,000,000	06/07/2018	INR	920,024,000	46,719
USD	18,000,000	06/07/2018	INR	1,182,780,000	61,705
INR	928,368,000	23/08/2018	USD	14,000,000	8,333
			計（米ドル）		1,248,042
EUR	15,040	30/04/2018	USD	18,743	△ 127
EUR	14,292	30/04/2018	USD	17,756	△ 66
SGD	105,875	30/04/2018	USD	81,009	△ 137
SGD	98,290	30/04/2018	USD	75,158	△ 80
INR	454,860,000	25/05/2018	USD	7,000,000	△ 67,215
INR	173,915,100	25/05/2018	USD	2,700,000	△ 49,259
INR	620,806,000	25/05/2018	USD	9,500,000	△ 37,936
INR	215,820,000	25/05/2018	USD	3,300,000	△ 10,562
INR	328,015,000	25/05/2018	USD	5,000,000	△ 534
INR	2,137,773,000	06/07/2018	USD	33,000,000	△ 578,077

INR	323,975,000	06/07/2018	USD	5,000,000	△ 86,526
INR	226,703,750	06/07/2018	USD	3,500,000	△ 61,762
USD	4,500,000	06/07/2018	INR	296,977,500	△ 4,025
INR	326,725,000	27/07/2018	USD	5,000,000	△ 55,858
INR	261,500,000	27/07/2018	USD	4,000,000	△ 42,871
INR	1,849,400,000	23/08/2018	USD	28,000,000	△ 94,029
INR	462,770,000	23/08/2018	USD	7,000,000	△ 17,170
INR	264,600,000	23/08/2018	USD	4,000,000	△ 7,397
			計（米ドル）		△ 1,113,631

証拠金

当ファンドは2018年3月31日現在、以下の証拠金を保有しております。

取引先（契約先）	種類	通貨	証拠金残高
WestPac	Forward Exchange Contracts	USD	△ 300,000

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル･インベストメント･ファンド - インディア･フィックスト･インカム」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2018年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスＸＤ年率0.50%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスＸＤ年率0.20%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2018年12月26日現在の口数（クラスＸＤ）	5,060,916.634
一口当たり純資産額（クラスＸＤ）	ＵＳＤ 9.808

※上記の一口当たり情報は、2018年12月26日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド - インディア・フィックスト・インカム - クラスＸＤ」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）

2019年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	5,483,214,892 円
Ⅱ　負債総額	11,394,603 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,471,820,289 円
Ⅳ　発行済口数	5,722,503,164 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9562 円
（1万口当たり純資産額）	（9,562 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

②投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

２【事業の内容及び営業の概況】

①「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

②2019年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	1,336,350百万円
単位型株式投資信託	5	25,152百万円
合　　計	49	1,361,502百万円

３【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。） 第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自2017年1月1日　至 2017年12月31日）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2018年1月1日　至 2018年6月30日）の中間財務諸表については、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※３	996,234	1,301,848
前払費用		1,380	1,380
未収入金		21,050	22,122
未収委託者報酬		697,821	966,986
未収運用受託報酬		13,468	62,293
未収収益		131,057	196,598
未収消費税等		11,691	-
繰延税金資産		122,240	169,538
流動資産合計		1,994,943	2,720,768
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物附属設備		-	-
器具備品		28	0
有形固定資産合計		28	0
無形固定資産			
商標権		416	316
無形固定資産合計		416	316
投資その他の資産			
敷金		40,152	40,152
繰延税金資産		8,325	14,141
投資その他の資産合計		48,478	54,294
固定資産合計		48,924	54,611
資産合計		2,043,868	2,775,380
負債の部			
流動負債			
未払金	※３	287,114	412,564
未払費用	※３	228,994	296,643
未払消費税等		-	50,382
未払法人税等	※２	4,689	139,501
賞与引当金		314,609	341,789
流動負債合計		835,408	1,240,881
負債合計		835,408	1,240,881
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		589,709	915,748

利益剰余金合計	713,459	1,039,498
株主資本合計	1,208,459	1,534,498
純資産合計	1,208,459	1,534,498
負債・純資産合計	2,043,868	2,775,380

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成28年 4月 1日 至平成28年12月31日）	当事業年度 （自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,728,336	5,515,309
業務受託報酬	588,650	755,935
運用受託報酬	13,782	77,436
その他営業収益	3,358	1,000
営業収益計	4,334,128	6,349,681
営業費用		
支払手数料	1,552,065	2,271,816
広告宣伝費	13,141	30,107
調査費		
調査費	32,211	48,679
委託調査費	663,514	1,054,404
調査費計	695,725	1,103,083
委託計算費	99,844	124,216
営業雑費		
通信費	6,762	6,981
印刷費	38,687	33,727
協会費	4,021	4,937
諸会費	400	-
営業雑費計	49,871	45,645
営業費用計	2,410,648	3,574,870
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,514	112,007
給料・手当	588,555	773,587
退職手当	4,935	-
賞与	-	1,668
賞与引当金繰入額	248,198	310,965
給料計	935,204	1,198,229
交際費	805	1,153
旅費交通費	16,826	25,002
租税公課	14,454	22,779
不動産賃借料	51,320	69,931
固定資産減価償却費	159	128
弁護士費用等	16,325	29,439

事務委託費	523,175	825,948
保険料	6,939	9,531
諸経費	46,108	89,864
一般管理費計	1,611,319	2,272,008
営業利益	312,160	502,802
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	248	84
営業外収益計	248	84
営業外費用		
為替差損	1,244	4,161
雑損失	-	516
営業外費用計	1,244	4,677
経常利益	311,165	498,208
税引前当期純利益	311,165	498,208
法人税、住民税及び事業税	147,933	225,284
法人税等調整額	△47,919	△53,114
当期純利益	211,151	326,038

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自平成28年4月1日 至平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合　計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	628,558	752,308	1,247,308	1,247,308
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000	△ 250,000
当期純利益	-	-	211,151	211,151	211,151	211,151
当期変動額合計	-	-	△38,848	△38,848	△38,848	△38,848
当期末残高	495,000	123,750	589,709	713,459	1,208,459	1,208,459

当事業年度　（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合　計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	589,709	713,459	1,208,459	1,208,459
当期変動額						

剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期変動額合計	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期末残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498

重要な会計方針
1 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産除く）
定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。
建物附属設備　５年
器具備品　３～５年
(2) 無形固定資産（リース資産除く）
定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。
商標権　１０年

2 引当金の計上基準
賞与引当金
役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項
(1)消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
(2)決算日変更に関する事項
平成28年3月18日開催の株主総会において、定款一部変更を決議し、平成28年4月1日以後開始する事業年度の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、当社の前事業年度は平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9ヶ月となっております。

注記事項
（貸借対照表関係）
※１ 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 （平成28年12月31日）		当事業年度 （平成29年12月31日）	
建物附属設備	38,761	千円	38,761	千円
器具備品	11,517		11,386	

※２ 未払法人税等の内訳

	前事業年度 （平成28年12月31日）		当事業年度 （平成29年12月31日）	
法人税	6,121	千円	96,405	千円
事業税	△3,584		16,183	
地方法人特別税	961		11,392	
住民税	1,192		15,519	

※３ 関係会社に対する債権及び債務
各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 （平成28年12月31日）		当事業年度 （平成29年12月31日）	
預金	955,053	千円	1,277,038	千円
未払金	314		339	
未払費用	51,759		65,603	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成28年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	－	－	2,100

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月21日取締役会	普通株式	250	119,047	平成28年3月31日	平成28年9月21日

当事業年度（自 平成29年1月1日　至 平成29年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	－	－	2,100

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

１．　金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて１年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、１年以内の支払期日となっております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則、翌月中に決算が行われることにより、リスクは僅少であると判断しております。また、借入金がないため、金利変動によるリスクは僅少であると判断しております。

２．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）　預金	996,234	996,234	－
（２）　未収委託者報酬	697,821	697,821	－
（３）　未収運用受託報酬	13,468	13,468	－
（４）　未収収益	131,057	131,057	－
（５）　未収入金	21,050	21,050	－
資産計	1,859,631	1,859,631	－
（１）　未払金	287,114	287,114	－
（２）　未払費用	228,994	228,994	－
負債計	516,108	516,108	－

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目　（１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収収益
（５）未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目　（１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	996,234	－
未収委託者報酬	697,821	－
未収運用受託報酬	13,468	－
未収収益	131,057	－
未収入金	21,050	－
合計	1,859,631	－

当事業年度（平成29年12月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後１年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後１年以内の支払期日となっております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、借入金がないため、金利変動によるリスクは限定的であると判断しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）　預金	1,301,848	1,301,848	－
（２）　未収委託者報酬	966,986	966,986	－
（３）　未収運用受託報酬	62,293	62,293	－
（４）　未収収益	196,598	196,598	－
（５）　未収入金	22,122	22,122	－
資産計	2,549,850	2,549,850	－
（１）　未払金	412,564	412,564	－
（２）　未払費用	296,643	296,643	－
負債計	709,208	709,208	－

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目　（１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収収益
（５）未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目　（１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	1,301,848	－
未収委託者報酬	966,986	－
未収運用受託報酬	62,293	－
未収収益	196,598	－
未収入金	22,122	－
合計	2,549,850	－

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）
前事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成28年12月31日）
１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,728,336	588,650	13,782	3,358	4,334,128

（２）地域ごとの情報
①営業収益　（単位：千円）

日本	その他	合計
3,745,477	588,650	4,334,128

②有形固定資産
本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。
なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日　至 平成29年12月31日）
１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,515,309	755,935	77,436	1,000	6,349,681

（２）地域ごとの情報

①営業収益　　（単位：千円）

日本	その他	合計
5,593,746	755,935	6,349,681

②有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	8,325　千円	14,141　千円
未払費用否認	25,961　千円	55,552　千円
賞与引当金否認	97,088　千円	105,476　千円
未払事業税等	△　809　千円	8,509　千円
繰延税金資産の合計	130,565　千円	183,680　千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成28年12月31日）	当事業年度 （平成29年12月31日）
法定実効税率	30.8　%	30.8　%
（調整）		
評価性引当額	△0.1　%	-　%
住民税均等割	0.2　%	0.1　%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1　%	3.3　%
事業税段階税率端数調整	△0.0　%	△0.0　%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0　%	34.4　%

（関連当事者との取引）

１　関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	114,358百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入	※	預　金	955,053
							*2 支払手数料	1,710	未払金	314
							*3 事務委託等	472,229	未払費用	51,759

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自　平成29年1月1日　至　平成29年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	116,102百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入	※	預　金	1,277,038
							*2 支払手数料	2,825	未払金	339
							*3 事務委託等	711,436	未払費用	65,603

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成28年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	53,332	未収収益	7,571
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	34,117	未払費用	12,786
							*1 支払投資運用報酬	408,478		
							*6 業務受託報酬	235,818		

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 業務受託報酬	277,458	未収収益	108,975
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	182,741	未払費用	78,278
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	660,051	未払費用	3,916
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	7,243	未払金	3,026
							*3 事務委託等	1,972	未収収益	892
							*6 その他営業収益	3,627		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	68,638	未払費用	9,745
							*6 業務受託報酬	55,670		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	19,702	未収収益	13,617
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国	8米ドル	サービス業	なし	業務委託契約	*3 事務委託	2,672		

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該会社との取引内容については、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*5 当該会社との取引内容については、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

当事業年度（自　平成29年1月1日　至　平成29年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*3 事務委託	95,505	未払費用	30,651
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	69,331	未収収益	29,584
							*1 支払投資運用報酬	514,414		
							*6 業務受託報酬	291,954		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	8,541	未収収益	143,872
							*6 業務受託報酬	434,205		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	426,008	未払費用	138,376

同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,071,714	未払費用	2,530
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	2,361	未払金	95
							*3 事務委託等	10,448	未払費用	1,247
							*6 その他営業収益	1,080		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	106,416	未払費用	9,839
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	19,373	未収収益	14,231
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国ロンドン	8米ドル	サービス業	なし	業務委託契約	*3 事務委託	4,895		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) Gmbh	ドイツデュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	562	未収収益	8,910
							*6 業務受託報酬	9,473		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank PLC	英国ロンドン	796,969千ポンド	銀行業	なし	事務委託	*3 事務委託	4,765		

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*5 当該会社との取引は、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成28年 4月 1日 至平成28年12月31日）	当事業年度 （自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日）
1株当たり純資産額	575,457.14円	730,713.61円
1株当たり当期純利益	100,548.38円	155,256.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 （自平成28年 4月 1日 至平成28年12月31日）	当事業年度 （自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日）
当期純利益（千円）	211,151	326,038

普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	211,151	326,038
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表　　（単位：千円）

		当中間会計期間末 （2018年 6月30日）
資産の部		
流動資産		
預金		1,389,201
前払費用		1,380
未収入金		24,005
未収委託者報酬		1,030,420
未収運用受託報酬		20,666
未収収益		487,733
繰延税金資産		201,663
流動資産合計		3,155,071
固定資産		
有形固定資産	*1	
器具備品		0
有形固定資産合計		0
無形固定資産		
商標権		266
無形固定資産合計		266
投資その他の資産		
敷金		40,152
繰延税金資産		14,141
投資その他の資産合計		54,294
固定資産合計		54,561
資産合計		3,209,632
負債の部		
流動負債		
預り金		438
未払金		455,568
未払費用		650,762
未払消費税等		27,496
未払法人税等		150,118
賞与引当金		231,676
流動負債合計		1,516,061
負債合計		1,516,061
純資産の部		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
利益準備金		123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,074,820
利益剰余金合計		1,198,570
株主資本合計		1,693,570
純資産合計		1,693,570
負債・純資産合計		3,209,632

(2)中間損益計算書　　（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月30日）
営業収益		
委託者報酬		2,851,559
業務受託報酬		372,174
運用受託報酬		38,591
営業収益計		3,262,324
営業費用		
支払手数料		1,183,619
広告宣伝費		22,085
調査費		
調査費		28,691
委託調査費		564,557
調査費計		593,248
委託計算費		65,561
営業雑費		
通信費		3,725
印刷費		23,319
協会費		10,365
営業雑費計		37,410
営業費用計		1,901,925
一般管理費		
給料		
役員報酬		57,265
給料・手当		361,891
賞与引当金繰入額		132,181
給料計		551,337
交際費		1,122
旅費交通費		12,419
租税公課		11,821
不動産賃借料		36,156
固定資産減価償却費	*1	50
弁護士費用等		19,381
事務委託費		417,096
保険料		8,301
諸経費		34,784
一般管理費計		1,092,472
営業利益		267,927
営業外収益		
受取利息		0
営業外収益計		0
営業外費用		
為替差損		2,268
営業外費用計		2,268
経常利益		265,658
税引前中間純利益		265,658
法人税、住民税及び事業税		138,711
法人税等調整額		△32,124
中間純利益		159,072

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2018年1月1日　至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合　計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498
当中間期変動額						
中間純利益	-	-	159,072	159,072	159,072	159,072
当中間期変動額合計	-	-	159,072	159,072	159,072	159,072
当中間期末残高	495,000	123,750	1,074,820	1,198,570	1,693,570	1,693,570

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 （自　2018年 1月 1日　至　2018年 6月30日）
1　固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 耐用年数は以下の通りです。 商標権　　１０年
2　引当金の計上基準	賞与引当金 役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
3　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2018年 6月30日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。 建物附属設備　38,761千円 器具備品　11,546千円 なお、有形固定資産は全て償却済みです。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2018年 1月 1日　至　2018年 6月30日）
※１　減価償却費は以下の通りです。 無形固定資産　50千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自　2018年 1月 1日　至　2018年 6月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当中間会計期間末
普通株式	2,100	－	－	2,100

２　自己株式に関する事項
該当事項はありません。
３　新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
４　配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品関係）
金融商品の時価等に関する事項
2018年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）預金	1,389,201	1,389,201	－
（２）未収委託者報酬	1,030,420	1,030,420	－
（３）未収運用受託報酬	20,666	20,666	－
（４）未収収益	487,733	487,733	－
（５）未収入金	24,005	24,005	－
資産計	2,952,027	2,952,027	－
（１）未払金	455,568	455,568	－
（２）未払費用	650,762	650,762	－
負債計	1,106,331	1,106,331	－

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項
資産項目　（１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収収益、（５）未収入金
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
負債項目　（１）未払金、（２）未払費用
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間　（自　2018年 1月 1日　至　2018年 6月30日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）サービスごとの情報

外部顧客への売上高

（単位：千円）

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
2,851,559	372,174	38,591	3,262,324

（2）地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,890,150	372,174	3,262,324

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

（一株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2018年 1月 1日 至　2018年 6月30日）	
1株当たり純資産額	806,462.38円
1株当たり中間純利益金額	75,748.76円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 （自　2018年 1月 1日 至　2018年 6月30日）
中間純利益　（千円）	159,072
普通株式に係る中間純利益（千円）	159,072
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名　　称：みずほ信託銀行株式会社

②資本金の額：247,369百万円(2018年3月末現在)

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円(2018年3月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

資本金の額は、2018年3月末現在を記載しています。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（２）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。

第３【その他】

（１）目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があり、以下のとおり称することがあります。

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

（２）交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。

- **当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報**
- **当ファンドの詳細情報の入手方法**
- **請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨**
- **商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨**
- **投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨**
- **請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨**

（３）目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。

（４）有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。

（５）有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。

（６）請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。

（７）目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年３月２日

ＨＳＢＣ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　和　之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ投信株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＳＢＣ投信株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年８月１日

ＨＳＢＣ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻村　和之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）の平成29年６月27日から平成30年６月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）の平成30年６月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ＨＳＢＣ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2018年９月７日

ＨＳＢＣ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　村　和　之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ投信株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2018年１月１日から2018年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＨＳＢＣ投信株式会社の2018年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年１月１日から2018年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2019年２月13日

ＨＳＢＣ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻村　和之　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）の2018年６月27日から2018年12月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＨＳＢＣ インド債券オープン（１年決算型）の2018年12月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年６月27日から2018年12月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ＨＳＢＣ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。